東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

平成十七年十月十四日 東京都地方独立行政法人評価委員会決定 改正 平成十九年八月三十一日 東京都地方独立行政法人評価委員会決定 改正 平成二十六年三月三十一日 東京都地方独立行政法人評価委員会決定

(目的)

第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則(平成十七年東京都規則第百九十二号)第五条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第二条 委員会の会議は、公開して行う。 ただし、会議において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。

(傍聴人に対する指示)

第三条 議長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、 傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第四条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、会議において非公表とすることが適当であると認める場合については、この限りではない。

(分科会の議決)

第五条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年東京都条例 第百十八号)第五条第六項において規定する、分科会の議決をもって委員 会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。

附則

- この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

]衣(弗五余舆馀 <i>)</i> 事	項	根拠法
業務方法書に対して知事	事が認可する際の意見	地方独立行政法人法 第二十二条第三項
中期計画の作成・変更に 際の意見	こ対して知事が認可する	地方独立行政法人法 第二十六条第三項
各事業年度における業 価	務の実績についての評	地方独立行政法人法 第二十八条
各事業年度における業績 人及び知事に対する通知		地方独立行政法人法 第二十八条
各事業年度における業 まえた法人に対する業務		地方独立行政法人法 第二十八条
各事業年度における業 知・勧告の公表	務実績の評価結果の通	地方独立行政法人法 第二十八条
知事による財務諸表の利	承認の際の意見	地方独立行政法人法 第三十四条第三項
中期計画で定める剰余 充当するに当たって知事	金の使途に残余利益を い承認する際の意見	地方独立行政法人法 第四十条第五項
限度額を超えて短期借力 が承認する際の意見	入をするに当たって知事	地方独立行政法人法 第四十一条第四項
短期借入の借換に当た の意見	って知事が認可する際	地方独立行政法人法 第四十一条第四項
出資等に係る不要財産 譲渡収入の納付に対し 意見	の納付又は当該財産の て知事が認可する際の	地方独立行政法人法 第四十二条の二第五 項
出資等に係る不要財産 財産の帳簿価格を超え 対して知事が認可する際	る額を納付しないことに	地方独立行政法人法 第四十二条の二第六 項
特定地方独立行政法の給基準に関する知事に対		地方独立行政法人法 第四十九条第二項
一般地方独立行政法の		地方独立行政法人法 第五十六条第一項